

## 令和 8（2026）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく県内における公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、水質測定計画を作成する。

### 第 1 公共用水域に係る水質測定計画の作成に当たっての考え方

#### 1 測定計画の概要

愛知県内では、県、国土交通省中部地方整備局、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市により、公共用水域（河川、湖沼、海域）に係る水質調査（常時監視）を実施している。また、公共用水域のうち一部の地点では、底質に含まれる物質による水質への影響を把握するため、底質調査を実施している。

2026 年度における公共用水域に係る水質測定計画は、下記の項目、地点数について、水質調査及び底質調査を実施する。また、次ページ以降、各項目の基本的な測定回数（基本レベル）について示す。

調査地点数（2026 年度予定）

	区 分	河 川	湖 沼	海 域	計
水 質 調 査	健康項目	94（95）	2（2）	25（25）	121（122）
	生活環境項目	101（101）	2（2）	41（41）	144（144）
	要監視項目	65（65）	1（1）	17（17）	83（83）
底 質 調 査	底質調査項目	22（22）	1（1）	14（14）	37（37）

（注 1）（ ）内は、令和 7（2025）年度の調査地点数。

（注 2）調査地点ごとに、発生源の立地状況、利水状況、過去の検出状況等を勘案し測定項目を設定している。測定項目の概要は下記のとおり。

なお、水質調査においては、特殊項目（水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（その他の項目）のうち、環境基準が設定されていない項目）及びその他の項目（アンモニア性窒素等各種窒素化合物、オルトリン酸態りん等りん化合物、塩化物イオン、塩分、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、クロロフィル a、フェオ色素、トリハロメタン生成能等）についても調査する。

- ① 健康項目（全 27 項目）：人の健康の保護に関する環境基準が定められている項目
- ② 生活環境項目（全 13 項目）：生活環境の保全に関する環境基準が定められている項目
- ③ 要監視項目（全 32 項目）：公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目
- ④ 底質調査項目（全 24 項目）：公共用水域への影響を把握するため測定が推奨される項目

<水質調査>

① 健康項目

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
河川・湖沼	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム	環境基準点で年4回以上測定 主要な補助点で年2回以上測定	左欄以外の補助点については、過去の検出状況等を勘案し、1年おきに測定する。
	砒素	環境基準点及び主要な補助点で年2回以上測定	
	総水銀	環境基準点で年4回以上測定	
	アルキル水銀	総水銀の測定値が報告下限値を超過した場合測定	
	PCB	各水域の重要な地点で年1回以上測定	
	追加15項目*	環境基準点で年4回以上測定 主要な補助点で年2回以上測定	左欄以外の補助点については、過去の検出状況等を勘案し、1年おきに測定する。
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	環境基準点で年2回以上測定	
	1,4-ジオキサン	環境基準点及び主要な補助点で年1回以上測定	左欄以外の補助点については、過去の検出状況等を勘案し、1年おきに測定する。
海域	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、総水銀、追加15項目*	環境基準点で年4回以上測定 主要な補助点で年2回以上測定	過去検出していない一部の水域については、複数年かけて同一水域内の全環境基準点を測定する。
	PCB	PCB処理施設近傍の環境基準点及び補助点で年1回以上測定	
	砒素	環境基準点で年2回以上測定	
	1,4-ジオキサン	環境基準点及び主要な補助点で年1回以上測定	

※追加15項目：ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン(1993年3月8日、環境基準に追加)

(注)過去10年間検出されていない項目は、発生源の立地状況等を勘案し、測定回数を減ずることができる。

② 生活環境項目

	項目	基本レベル	備考
河川・湖沼	pH、DO、BOD、COD、SS	環境基準点及び主要な補助点で年12回以上測定 上記以外の補助点で年4回以上測定	
	大腸菌数	B類型以上の河川において、環境基準点で年12回以上測定、補助点で年4回以上測定	2022年度から測定開始 (大腸菌群数から変更)
	n-ヘキサン抽出物質	環境基準点及び主要な補助点で年2回以上測定	
	全窒素、全りん	環境基準点で年6回以上測定 湖沼は全地点で年12回以上測定	
	全亜鉛	水生生物に係る環境基準点で年12回以上測定	
	ノニルフェノール	水生生物に係る環境基準点で年12回以上測定	
	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)	水生生物に係る環境基準点で年12回以上測定	
海域	pH、DO、COD、全窒素、全りん	全調査地点で年12回以上測定	
	n-ヘキサン抽出物質	各水域の環境基準点で年2回以上測定	
	全亜鉛	水生生物に係る環境基準点で年6回以上測定、補助点で年2回以上測定	
	ノニルフェノール	水生生物に係る環境基準点で年6回以上測定、補助点で年2回以上測定	
	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)	水生生物に係る環境基準点で年6回以上測定、補助点で年2回以上測定	
	底層溶存酸素量	N-14をのぞく調査地点で年12回以上測定	伊勢湾の調査地点は2024年度から、三河湾の調査地点は2026年度から測定開始

(注) 発生源の立地状況や環境基準の達成状況を勘案し、測定回数を減ずることができる。

③ 要監視項目

過去の測定で広範囲に検出された項目、2013年3月に追加された4-tert-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノール、2020年5月に追加されたペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)について、河川・湖沼・海域の主要な環境基準点で測定する。

④ 特殊項目

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
全水域	フェノール類、銅、鉄（溶解性）、マンガン（溶解性）、クロム	発生源の立地状況等を勘案して調査地点を定め、排出のおそれのある項目毎に年2回以上測定	

(注) 過去10年間検出されていない項目は、発生源の立地状況等を勘案し、測定回数を減ずることができる。

⑤ その他の項目

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
河川・湖沼	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機性窒素、オルトリン酸態りん	主要な河川の環境基準点及び湖沼の全調査地点で年4回以上測定	
	電気伝導率	全調査地点で年6回以上測定	
	塩化物イオン	環境基準点及び主要な補助点で年6回以上測定	
	陰イオン界面活性剤	主要な河川の環境基準点及び湖沼の環境基準点で年4回以上測定	
	クロロフィルa、フェオ色素	湖沼の全調査地点で年6回以上測定	
	トリハロメタン生成能	主要な水道水源河川の調査地点で年4回以上測定	
海域	懸濁態窒素	全窒素に係る環境基準点で年12回以上測定 主要な補助点で年6回以上測定	
	塩分、クロロフィルa、フェオ色素	全調査地点で年12回以上測定	

(注) 発生源の立地状況、利水状況等を勘案し、測定回数を増減することができる。

<底質調査>

⑥ 底質調査項目

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
全水域	健康項目 カドミウム、全シアン、鉛、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB	主要な環境基準点及び主要な補助点で年1回以上測定	
	一般項目 気温、泥温、臭気、強熱減量、含水率、酸化還元電位、粒度分布、pH、COD <sub>sed</sub> 、全硫化物	主要な環境基準点及び主要な補助点で年1回以上測定	
	特殊項目 フェノール類、銅、亜鉛、総クロム、全窒素、全りん	主要な環境基準点及び主要な補助点で年1回以上測定	

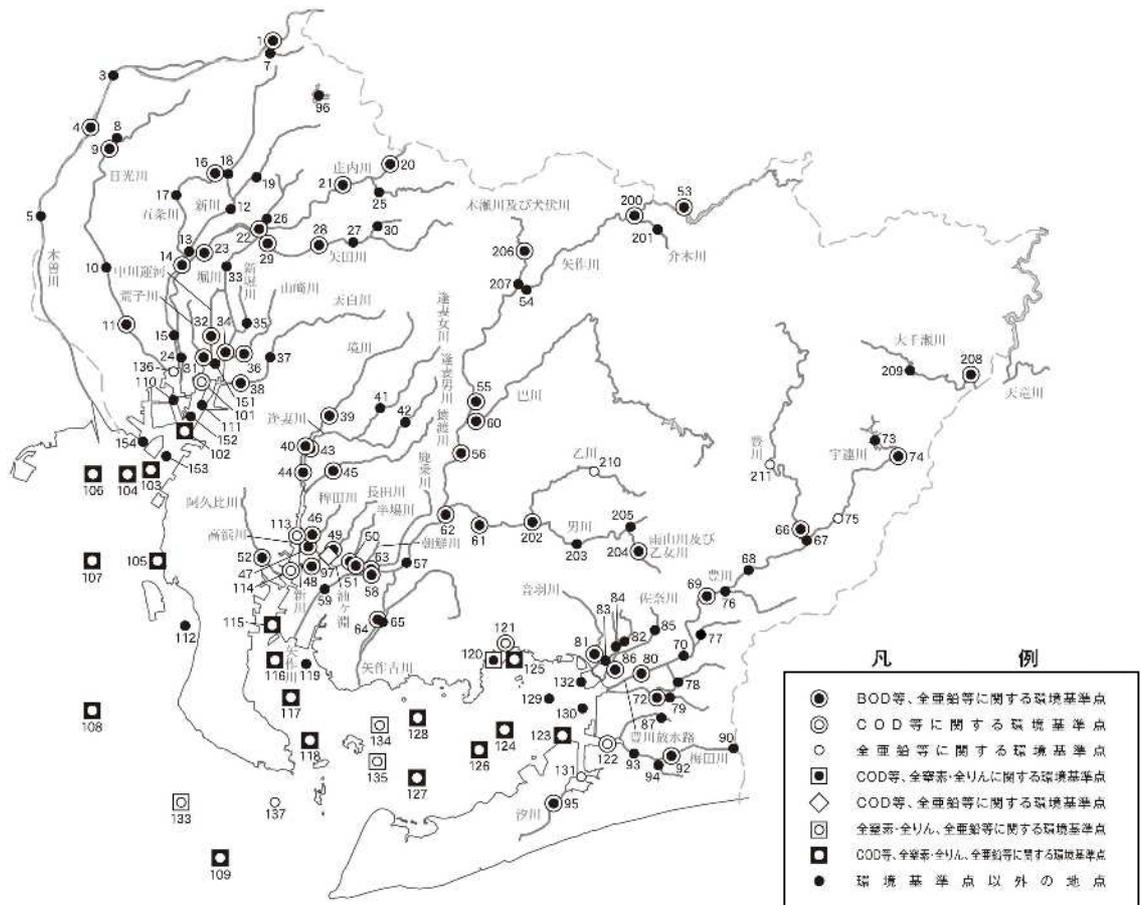


図1 公共用水域水質調査地点図

## 2 2026年度の変更点

公共用水域に係る水質測定計画については、近年追加された水生生物の保全に係る水質環境基準項目等への対応を図ってきたところであり、このような新たな測定項目への対応を適切に行う一方で、これまでの調査結果を踏まえて効率化できるものについて見直すこととし、2026年度の測定計画では以下の点について変更する。

(注) 地点名末尾の\*は環境基準点であることを示す。地点名(番号)は、地点名称及び水質調査地点図上(5ページ)での番号を示す。

### ① 健康項目の測定回数等の増減

#### (1) 測定回数を変更した調査地点及び項目

水域区分	水域名	地点名(番号)	項目	測定回数	調査機関
庄内川等水域	矢田川下流	天神橋*(29)	1,4-ジオキサン	2→1回	中部地方整備局
木曽川水域	木曽川中流	犬山橋*(1)	①硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ②1,4-ジオキサン ※明治用水頭首工(55)をのぞく ③ふっ素 ※江島橋(69)のみ ④ほう素 ※以下3地点のみ 明治用水頭首工(55) 岩津天神橋(56) 米津大橋(58)	①2→4回 ②2→1回 ③1→2回 ④1→2回	
	木曽川下流	濃尾大橋(起)*(4)			
庄内川等水域	庄内川中流(1)	城嶺橋*(20)			
	庄内川中流(2)	大留橋*(21)			
		水分橋*(22)			
庄内川下流	枇杷島橋*(23)				
矢作川水域	矢作川上流	明治用水頭首工*(55)			
	矢作川下流	岩津天神橋*(56)			
		米津大橋*(58)			
豊川等水域	豊川中流	江島橋*(69)			
	豊川下流	吉田大橋*(72)			
	豊川放水路	小坂井大橋*(80)			
	柳生川	下立会橋(87)			
渥美湾		A-3*(122)			カドミウム 全シアン 鉛 六価クロム 総水銀
矢作川水域	巴川	細川頭首工*(60)	チウラム シマジン チオベンカルブ	4→2回	岡崎市
	乙川上流	岡崎市上水道取入口*(61)			
	乙川下流	占部用水取入口(六名)*(62)			
	男川	学校橋*(202)			
	雨山川及び乙女川下流	ツノジ橋*(204)			

- 中部地方整備局所管の河川複数地点において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素の測定回数を増やし、1,4-ジオキサンの測定回数を減らす。  
〔国土交通省の「河川水質調査要領（案）（令和6年8月）」の考え方にに基づき、過去の  
検出状況から測定回数を変更とする。〕
- 豊橋市所管の河川2地点、海域1地点において、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、総水銀の測定回数を減らす。  
(過去10年以上調査を実施し、いずれも報告下限値未満であったため。)
- 岡崎市所管の河川5地点において、チウラム、シマジン、チオベンカルブの測定回数を減らす。  
(過去10年以上調査を実施し、いずれも報告下限値未満であったため。)

(2) 新たにローリング調査へ変更した調査地点及び項目

水域区分	水域名	地点名(番号)	項目	測定回数	調査機関
木曾川水域	木曾川中流	犬山橋* (1)	カドミウム 全シアン	2回/年 ↓ 2回/3年	中部地方 整備局
	木曾川下流	濃尾大橋(起)* (4)	鉛 六価クロム		
庄内川等 水域	庄内川 中流(1)	城嶺橋* (20)	砒素 総水銀		
	庄内川 中流(2)	大留橋* (21)	ジクロロメタン 四塩化炭素		
		水分橋* (22)	1,2-ジクロロエタ ン		
	庄内川下流	枇杷島橋* (23)	1,1-ジクロロエチ レン		
	矢田川下流	天神橋* (29)	シス-1,2-ジクロロ エチレン		
矢作川水域	矢作川上流	明治用水頭首工 * (55)	1,1,1-トリクロロ エタン		
	矢作川下流	岩津天神橋* (56)	1,1,2-トリクロロ エタン		
		米津大橋* (58)	トリクロロエチレ ン		
		中畑橋(伏見屋) (59)	テトラクロロエチ レン		
豊川等水域	豊川中流	江島橋* (69)	1,3-ジクロロプロ ペン		
	豊川下流	吉田大橋* (72)	チウラム シマジン		
	豊川放水路	小坂井大橋* (80)	チオベンカルブ ベンゼン セレン		
矢作川水域	男川	南部簡易水道 浄水場取入口 (203)	チウラム シマジン	2回/年 ↓ 2回/2年	岡崎市
	雨山川及び 乙女川下流	万足上橋(205)	チオベンカルブ		

- 中部地方整備局調査地点におけるローリング調査では、調査地点によっては一部項目はローリング調査とせず、毎年度測定する。
- 岡崎市調査地点におけるローリング調査では、2地点を隔年で測定する。  
(令和8年度は南部簡易水道浄水場取入口で測定)

中部地方整備局調査地点における健康項目ローリング調査は以下のパターンで実施する。

水域	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
木曾川水域	—	濃尾大橋（起）	犬山橋	—
庄内川水域	水分橋	城嶺橋 枇杷島橋	大留橋 天神橋	水分橋
矢作川水域	明治用水頭首工	岩津天神橋	米津大橋 中畑橋（伏見屋）	明治用水頭首工
豊川水域	江島橋	吉田大橋	小坂井大橋	江島橋

## ② 生活環境項目の測定回数等の増減

### （１）測定回数を変更した調査地点及び項目

水域区分	水域名	地点名（番号）	項目	測定回数	調査機関
名古屋市内 水域	堀川	小塩橋（33）	大腸菌数	0→12回	名古屋市
伊勢湾		N-14*（136）	S S	0→12回	
		N-1*（101）		0→24回	
		N-10（110）			
		N-11（111）			
		M-1（151）			
衣浦湾 渥美湾		①A-5*（124） ②A-5を除く 全地点	底層溶存酸素量	①0→25回 ②0→12回	①愛知県 ②愛知県 豊橋市
渥美湾		A-11（130）	全窒素 全りん	36→12回	豊橋市
		A-3*（122）		24→12回	
		A-12*（131）			
		A-13（132）			
		A-11（130）	pH COD		

- 名古屋市所管の調査地点において、河川1地点で大腸菌数の測定回数を、海域の全地点でSSの測定回数を増やす。

〔従前から名古屋市の独自調査（県測定計画外）において調査を実施しており、測定計画に記載する。〕

- 三河湾の底層溶存酸素量類型指定に伴い、衣浦湾及び渥美湾の全地点で底層溶存酸素量の測定を開始する。

〔A-5は通年調査（1回/月×12月）と通日調査（13回/日）の計25回。その他の地点は通年調査（1回/月×12月）のみ。なお、三河湾における底層溶存酸素量の調査地点は図2のとおり。〕

- 豊橋市所管の海域4地点において、全窒素、全りんの測定回数を減らす。（底層溶存酸素量の測定開始に伴い、効率化。）

③ 要監視項目の測定回数等の増減

(1) 測定回数を変更した調査地点及び項目

水域区分	水域名	地点名(番号)	項目	測定回数	調査機関
庄内川等 水域	矢田川上流	大森橋*(28)	PFOS 及び PFOA	1 → 2 回	名古屋市
名古屋市内 水域	荒子川	荒子川ポンプ所 *(31)			
	中川運河	東海橋*(32)			
	堀川	港新橋*(34)			
	山崎川	道徳橋*(36)			
	天白川	千鳥橋*(38)			
伊勢湾		N-1*(101)			

- ・ 名古屋市調査地点の河川 6 地点、海域 1 地点において PFOS 及び PFOA の測定回数を増加する。

(2) 新たにローリング調査へ変更した調査地点及び項目

水域区分	水域名	地点名(番号)	項目	測定回数	調査機関
木曾川水域	木曾川下流	濃尾大橋(起)* (4)	クロルニトロフェン	1 回/年 ↓ 1 回/3 年	中部地方 整備局
矢作川水域	矢作川上流	明治用水頭首工 *(55)	クロロホルム始め 21 項目		
	矢作川下流	岩津天神橋* (56)	クロルニトロフェン		
豊川等水域	豊川中流	江島橋*(69)	クロルニトロフェン	1 回/年 ↓ 1 回/3 年	岡崎市
矢作川水域	巴川	細川頭首工* (60)	イソキサチオン 始め 14 項目		
	乙川上流	岡崎市上水道 取入口*(61)			
	乙川下流	占部用水取入口 (六名)* (62)			

- ・ 岡崎市調査地点におけるローリング調査では、3 地点を 3 年で一巡するように測定する。  
(令和 8 年度は細川頭首工で測定)

中部地方整備局調査地点における要監視項目ローリング調査は以下のパターンで実施する。

水域	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
木曾川水域	—	濃尾大橋(起)	—	—
矢作川水域	明治用水頭首工	岩津天神橋	—	明治用水頭首工
豊川水域	江島橋	—	—	江島橋

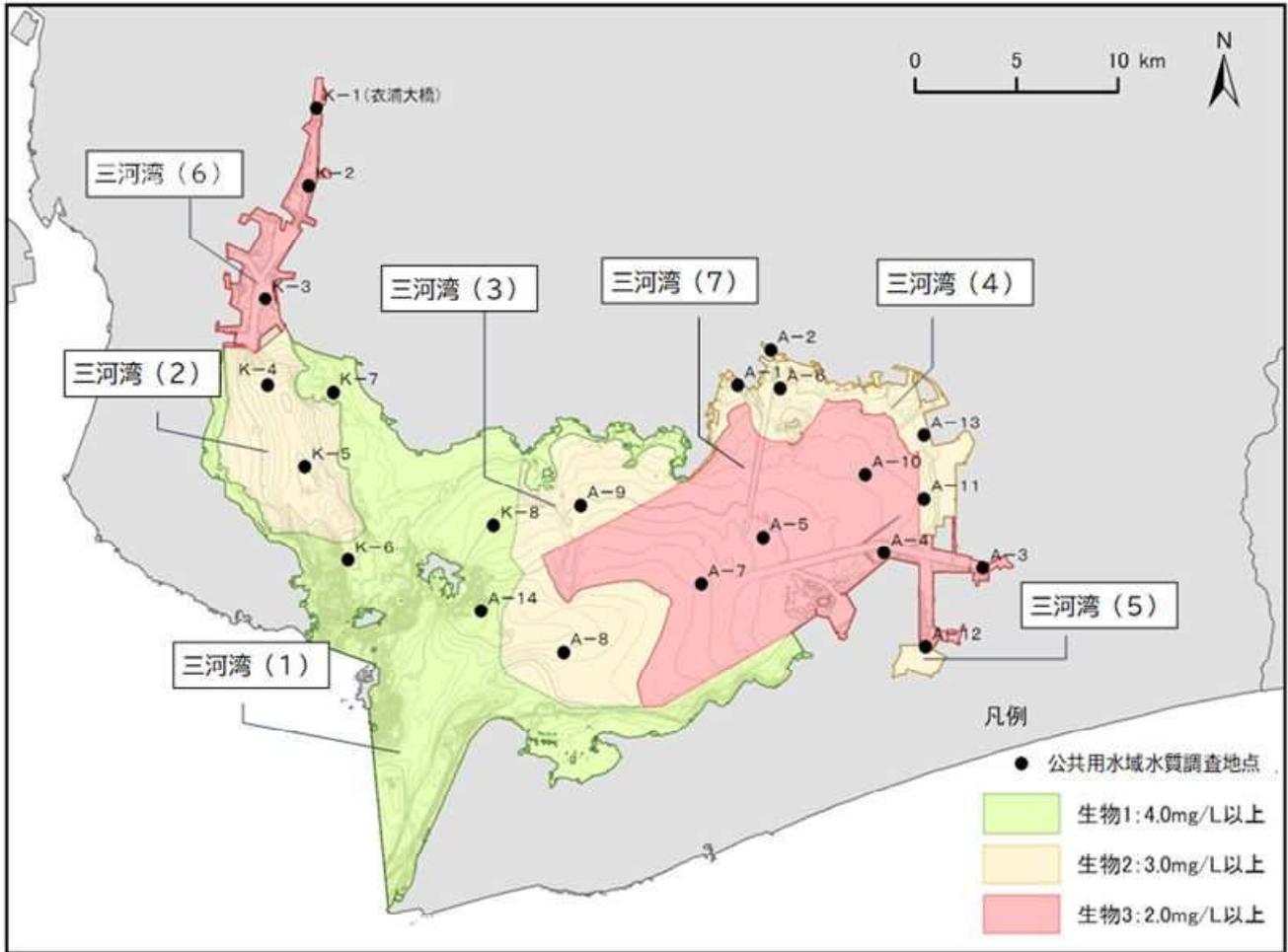
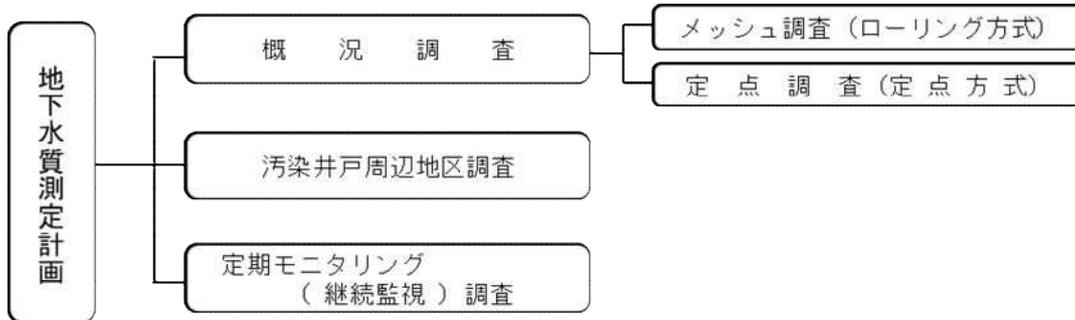


図2 三河湾における底層溶存酸素量の調査地点

## 第2 地下水に係る水質測定計画の作成に当たっての考え方

### 1 測定計画の概要

令和8（2026）年度は、下記のとおり、県内の全体的な地下水の水質の状況を把握するための概況調査、新たに地下水汚染が判明した場合に汚染範囲等を確認するための汚染井戸周辺地区調査、汚染の継続的な監視をするための定期モニタリング（継続監視）調査を実施する。



### 令和8（2026）年度地下水に係る水質測定計画における調査地点数

（ ）内は、令和7（2025）年度の調査地点数

調査機関	愛知県	国土 交通省	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	春日井市	豊田市	計
メッシュ調査	37 (39)	-	27 (27)	2 (2)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	10 (10)	83 (85)
定点調査	4 (4)	5 (5)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	-	-	1 (1)	18 (18)
定期モニタリング調査	82 (79)	-	30 (30)	6 (6)	12 (12)	-	13 (12)	15 (15)	157* (153*)

※愛知県と豊橋市で重複する調査地点（1地点）があるため、各調査機関の合計と調査地点数の合計が異なる。

### 2 概況調査

#### (1) メッシュ調査（ローリング方式※）

##### ア 方法

未把握の地下水汚染を発見するため、約5km及び10km四方に区分したメッシュから調査対象メッシュを選定し、選定したメッシュ内に存在する井戸のうち、調査機関等と調整が図られた井戸を調査対象として、水質調査を実施する。

※ローリング方式：毎年度調査対象メッシュを選定して順次調査を行い、数年間で地域全体を調査する方式

##### イ 測定項目及び測定頻度

カドミウム等環境基準28項目について、各井戸で年1回以上実施する。アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定する。

なお、要監視項目に位置づけられている25項目のうち、PFOS及びPFOAについて27地点で、それ以外のクロロホルム等24項目について6地点で測定する。

#### (2) 定点調査（定点方式）

##### ア 方法

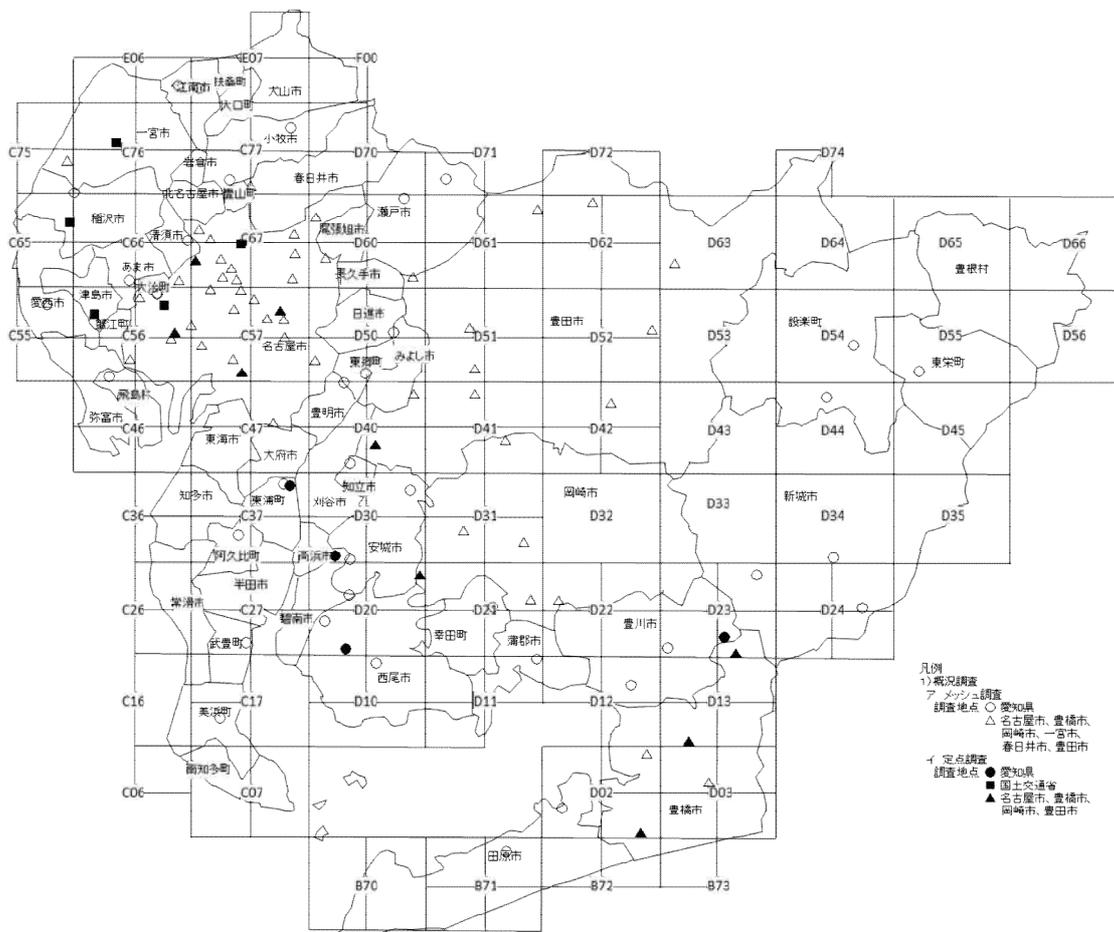
長期的な観点から水質の経年的変化を把握するために、県内の代表的な地点において継続的に実施する。

## イ 測定項目及び測定頻度

カドミウム等環境基準 28 項目について、各井戸で年 1 回以上実施する。アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定する。

なお、要監視項目に位置づけられている 25 項目のうち、PFOS 及び PFOA について 8 地点で、全マンガンについて 1 地点で測定する。

### [参考] 地下水調査地点図



## 3 汚染井戸周辺地区調査

### (1) 方法

概況調査及び事業者からの報告等により、環境基準値等の超過が新たに判明した汚染について、汚染範囲の確認等を目的として、汚染井戸周辺の井戸の水質調査及び事業場等の調査を実施する。

### (2) 測定項目及び測定頻度

環境基準値超過項目等について、汚染井戸周辺の井戸及び必要に応じ発端井戸で年 1 回以上実施する。

#### 4 定期モニタリング（継続監視）調査

##### （1）方法

概況調査及び事業者からの報告等により、これまでに環境基準値等の超過が判明している汚染を継続的に監視するために、継続調査中の地点及び令和7（2025）年度に新たに判明した汚染地域内の地点で水質調査を実施する。

なお、原則として調査地点の全ての井戸の水質が3年以上継続して環境基準値以下となった場合は、調査を終了する。

##### （2）測定項目及び測定頻度

環境基準値超過項目等について、各井戸で年1回以上実施する。

#### 5 PFOS 及び PFOA の調査について（県実施分）

##### （1）概況調査

PFOS 及び PFOA の存在状況を把握するため、調査未実施のメッシュ等から20地点を選定する。

##### （2）追加調査

県の概況調査、水道事業者等の水質検査等による指針値超過地点について、「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第2版）」（令和6年11月環境省。以下「手引き」という。）に基づき、超過地点から半径500m程度の範囲に存在する井戸での調査の実施を検討する。

##### （3）継続的な監視調査

指針値超過地点において、手引きに基づき、調査を継続する。

なお、水道事業者の水質検査による超過地点については、水道事業者が定期的に行う水質検査で把握する。